

長野県ミニバスケットボール連盟倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、長野県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）に属している者の倫理及び懲罰に関する事項を定めることにより、本連盟の目的を達成するとともに、ミニバスケットボールの健全育成と安全な活動を促し、本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(既定の適用範囲)

第2条 本規定は、本連盟の役員、委員、本連盟に所属するチーム及び個人に適用する。

(懲罰)

第3条 本連盟は、前条に掲げる役員、委員、チーム及び個人が次の各号に該当する場合は審査の上、懲罰することができる。

- 1 本連盟の規約並びに諸規定に違反した場合
- 2 本連盟の名誉や信用を失墜する行為を行った場合
- 3 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- 4 児童に対し、著しく人権を侵害する暴言、暴力行為を行った場合
- 5 本連盟の指示、指導に従わなかった場合
- 6 その他、前各号に準ずるような行為により、本連盟が必要と判断した場合

(懲罰の種類)

第4条 前条による懲罰の種類

- 1 本連盟およびチームにおける登録、所属の抹消
- 2 本連盟およびチームにおける活動の停止
- 3 戒告

(損害の賠償)

第5条 本連盟は、第3条に従って懲罰の対象になった者に、その行為による損害賠償を査定し、全額もしくは一部を弁償させる場合がある。

(倫理委員会の設置)

第6条 本規定適用のため、本連盟に倫理委員会を設置する。

- 1 倫理委員会は本連盟の正副会長、正副理事長、総務委員長（事務局）、競技委員長、登録委員長により構成する。必要に応じ学識経験者を構成委員とする。
- 2 倫理委員会の委員は、本連盟の会長が任命し、任期は本連盟規約第16条と同じ期間2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 倫理委員会には、委員長を置きこれを会長が務め、本連盟から受けた報告事項を調査および審議を行い、懲罰の原案を作成し、常任理事会へ報告および提案を行う。

(倫理委員会の開催)

第7条 倫理委員会の開催は、委員長が招集する。

- 1 倫理委員会の会議は、過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 2 倫理委員会は、聴聞のため、必要に応じ該当するチーム、個人を招集することができる。

(懲罰の決定)

第8条 懲罰の決定は、本連盟の倫理委員会が行う。

- 1 本連盟は、懲罰を決定した場合は、該当するチーム、個人に直ちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 2 本連盟は、該当するチームに対して監督責任を問うことができる。

(庶務)

第9条 倫理委員会の庶務は、本連盟の事務局において処理する。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、倫理委員会の運営その他必要な事項については、倫理委員会の開催を要請し、常任理事会に諮ることができる。ただし、その内容に関して緊急を要するものについては、本連盟会長の判断により定める場合がある。

(設置と改廃)

第11条 この規定を設置、改正または廃止しようとするときは、本連盟の常任理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

(附則)

第12条 この規定は、平成27年10月15日から施行する。